

底地ビーチは石垣市指定海水浴場です！

家族みんなで大切に

もっとずっと楽しい場所にしましょう！



ホビー
試乗体験

ホビー動画も
CHECK!



足漕ぎ式だから疲れず
誰でも簡単に操縦が可能!!
お友達同士や家族で楽しもう!!

マリノ用具もいっぱい!



屋台

焼き鳥、たこ焼き、かき氷、
パイン、野菜、飲み物etc...



入場
無料

底地 すくじ ビーチ

フィエスタ FIESTA

7/15(土)・16(日)
11:00~20:00

スポーツメンコ
デングリー
大会



「メンコ」を進化させた
沖縄生まれの新しいスポーツ!!
どこでも誰でも簡単に楽しめる!!



ゲンキクール
ロックンロール CDも販売!!



ライブは18:30から!!

「比嘉崇昇」率いる
石垣市在住の5人組バンド
八重山特有の「上げ拍子」を
継承しつつ島唄に限らず新たな
「島のうた」作りに挑戦中!
13年ぶりに扉を開けた
「万世館」で月に一度
ライブを開催しています。

マン・アチャズ LIVE!!



令和5年度石垣市職員採用候補者選定試験

1. 職種及び試験区

行政（上級、中級、初級、心理関係有資格者対象、福祉関係有資格者対象、身体障がい者対象）、土木技術、建築技術、保健師、保育教諭、消防

2. 受験資格

各試験区分に年齢・資格等の要件があります。

3. 採用予定人数

各職種とも若干名

4. 第一次試験日

令和5年9月17日（日）

5. 申込受付期間

令和5年7月21日（金）から8月4日（金）

（土・日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

ホームページ



※郵送受付の場合、最終日消印有効（簡易書留に限る）。

※郵送の際は、必ず「簡易書留」で送付してください。簡易書留以外で送付した場合、受付できません。

●詳細は、試験案内をご覧ください。試験案内はホームページより入手できます。

●申込書、履歴書、受験票は、7月21日（金）よりホームページでダウンロードできます。

【お問い合わせ先】総務課 人事係（市役所2階） ☎ 0980-82-1216

介護長寿課からのお知らせ

介護保険負担割合証について

現在お持ちの介護保険負担割合証（緑色）の有効期限は7月末までとなっております。

要介護（支援）認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月中旬～下旬に郵送しますので、負担割合証が届いたら内容を確認してください。

本人の住所（介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所）への発送となります。

【お問い合わせ先】

介護長寿課 給付認定係 ☎ 0980-87-6022

◇利用者負担（1割・2割・3割）が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者	番号
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担	適用期間
割合	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割合	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

◇住所、氏名、生年月日などをご確認ください。

令和5年度 介護保険負担限度額認定更新のお知らせ

▼介護保険負担限度額認定とは

介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。ただし、市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。

▼現在交付されている負担限度額認定証は有効期限が令和5年7月31日までとなっております。

令和5年8月1日以降も継続して利用される場合は更新申請が必要です。

令和5年5月31日時点で認定証の交付を受けている方に対して、石垣市より「更新のお知らせ」をお送りします。

▼受付期間

令和5年7月3日（月）～ 令和5年8月31日（木）

午前9時00分～午後16時30分（※正午～午後1時、土日祝日を除く）

申請先：石垣市介護長寿課窓口（郵送での申請も可能です。）

▼窓口での混雑を避けるため、あらかじめ同封した申請書にご記入いただき、必要書類をご用意の上ご提出下さい。

【お問い合わせ先】介護長寿課 給付認定係 ☎ 0980-87-6022

国保は助け合いにより支えられています

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。また、税額算定や軽減の判定を適正に行うためにも、忘れずに家族全員、確定申告を行いましょ

～ 納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします ～

- 令和5年度の国保税は、7月に納税通知書を発送します

国保税は、国保に加入している皆様の

- 医療給付費としての「医療分」
- 後期高齢者医療制度の支援費としての「支援金分」
- 介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

令和4年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
均等割	21,000円	5,500円	7,000円
平等割	20,000円	6,000円	5,500円
限度額	65万円	20万円	17万円

※介護分は第2号被保険者：40歳以上65歳未満の者

● 国保税の計算方法

- ・ 所得割 = 所得割基準額に率を掛けます。
- ・ 均等割 = 加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。
※令和4年度より、未就学時（令和4年度分については、平成28年4月2日以降に生まれた方）にかかる均等割額（1人あたりの金額）の5割が減額となります。
- ・ 平等割 = 1世帯の平等割額です。
- ・ 限度額 = 上記3項目の合計額がこの額を超えた場合の税額で

『新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免制度』は、令和5年3月31日をもって終了いたしました。

【お問い合わせ先】健康保険課 ☎ 0980-87-9045

給与所得者の場合

(夫42歳・妻39歳・子10歳・子5歳の4人家族の例)

- ・ 夫の給与収入370万円（所得に換算すると約252万円）
所得割基準額：252万円 - 43万円 = 209万円
- ・ 妻の給与収入50万円（所得に換算すると0円）
世帯の所得割基準額合計 = 209万円

医療給付費分

- 【1】 所得割 209万円 × 8.35% = 174,515円
 - 【2】 均等割 21,000円 × 3人 = 63,000円
※未就学児分 10,500円 × 1人 = 10,500円
 - 【3】 平等割 20,000円
- 合計 268,015円 … A

※100円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

- 【1】 所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
 - 【2】 均等割 5,500円 × 3人 = 16,500円
※未就学児分 2,750円 × 1人 = 2,750円
 - 【3】 平等割 6,000円
- 合計 71,230円 … B

※100円未満は切り捨て

介護納付金分

- 【1】 所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
 - 【2】 均等割 7,000円 × 1人 = 7,000円
 - 【3】 平等割 5,500円
- 合計 58,480円 … C

※100円未満は切り捨て

年税額 A + B + C = 397,600円

納付書の発行・納税の相談のため、毎週末曜日は午後7時まで夜間窓口を開設中！



ご相談は私達まで



毎週木曜日は、納付書の発行・納税の相談のため、夜間窓口を開設しております。お気軽にご相談ください。

第73回 “社会を明るくする運動” 主唱 / 法務省

“社会を明るくする運動” はすべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

▼ 社会を明るくする運動” 石垣市民大会の開催

7月1日、午後2時から市民会館中ホールにおいて、関係機関・団体、地域住民の共通認識を図るため開催します。

▼ 意識啓発事業

強調月間中の7月3日に出発式を行い車両による街頭広報活動を実施します。

▼ 社会を明るくする運動” 作文コンテストの実施

小中学生を対象に、“どうすれば犯罪や非行などをなくすることができるのか” をテーマに作文を募集します。

優秀作文については、大会で表彰・発表します。

▼ 保護司募集

保護司になってみませんか？保護司とは、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアです。犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のため活動しています。

八重山保護区保護司会・八重山更生保護サポートセンター ☎ 0980-87-5502 F A X 0980-87-5518

後期高齢者医療について（75歳以上の方、一定の障害のある65歳以上の方へ）

〔後期高齢者医療〕被保険者証の更新のお知らせ

＜保険証の交付＞

現在お使いの保険証の期限は、令和5年7月31日（月）までとなっています。令和5年度の新しい保険証は7月中旬以降、簡易書留で順次発送予定です。8月1日（火）からは医療機関の窓口で新しい保険証をご提示ください。被保険者証がお手元に届きましたら、住所・氏名・一部負担金の割合をご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）について

○減額証とは？

後期高齢者医療の被保険者で、住民税非課税世帯の方が療養（入院・外来・調剤）を受ける場合に、減額証を被保険者証に添えて医療機関等の窓口で提示していただくことで、医療費の窓口払いが限度額までとなる制度です。（一般的な限度額は月額57,600円となっています）

減額証の交付は、申請手続きが必要になりますので、石垣市健康保険課後期高齢者医療係（13番窓口）で、被保険者証をご持参のうえ、申請してください。減額証は申請した月の初日から適用となります。なお、代理人が申請に来る場合には被保険者証・代理の方の身分証をご持参ください。

- 対象となる世帯 -

区分（低所得）Ⅰ：同一世帯の世帯員全員が住民税非課税であり、かつ、世帯全員が年収80万円以下（その他の各種所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円）の方（減額証に「区分Ⅰ」と表記されます）

区分（低所得）Ⅱ：同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の方（減額証に「区分Ⅱ」と表記されます）

○限度額適用認定証（限度証）とは？

区分（現役）Ⅰ・Ⅱ：負担割合が3割の方でも世帯所得に応じた限度額が適用されることがあります。（限度証に「現役Ⅰ・Ⅱ」と表記されます）

■減額証・限度証が交付できない方

世帯構成員に令和4年度の所得が不明の方（未申告、市町村で申告の情報がない方）がいる場合は、所得の判定ができません。

【お問い合わせ先】 健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-87-9040
沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎ 098-963-8012

台風等の悪天候時のごみの収集について

●悪天候時には、ごみの収集時間が大幅に遅れる場合があります。

気象警報が発令されていなくても、悪天候時のごみ出しは危険ですので、可能な限り、次の収集曜日に出すようにしてください。また、収集運搬車両の安全運行や収集運搬作業の安全確保のため、平常時より収集時間が大幅に遅れる場合がありますので、ご了承ください。

●大雨警報や洪水警報などが発令されている時のごみ出しは、大変危険です。

大雨・洪水等の気象警報が発令されている時にごみ出しをすることは、強風による転倒事故やごみの飛散のほか、豪雨時には、ごみが流され道路の排水溝に詰まることで冠水や浸水被害の恐れがあります。気象警報発令時には、可能な限り、次の収集曜日にごみを出すようにご協力をお願いします。

●暴風警報発令時は、ごみの収集は中止となります。

暴風警報発令時のごみの収集体制

（発令）午前8時29分までに発令された場合：収集は中止です。

午前8時30分以降に発令された場合：その時点から収集は中止です。

（解除）午前11時59分までに解除された場合：その時点から収集を開始します。

午後0時00分以降に解除された場合：収集は中止です。

【お問い合わせ先】 環境課 ☎ 0980-82-1285



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり3万円を給付します。対象となる世帯には7月中旬に確認書を送付しますので、内容をご確認のうえ、石垣市までご返送ください。

また、上記の対象以外の世帯で、令和5年1月以降の家計が予期せず急変し、住民税非課税相当と見なされた世帯（家計急変世帯）においても支給対象となります。家計急変世帯については申請が必要ですので、石垣市福祉総務課までお申し込みください。（詳細は石垣市福祉総務課ホームページをご確認ください。）

【申請期限】 令和5年10月31日（火）※当日消印有効

【給付額】 1世帯 3万円

※申請書等は福祉総務課窓口、または福祉総務課ホームページよりダウンロードしてください。

【お問い合わせ先】 福祉総務課 ☎ 0980-83-1683

石垣市住民税均等割のみ課税世帯等重点支援金のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯支援として、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の対象世帯に該当しない、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1世帯あたり3万円を支給します。

対象となる世帯には、7月中旬に確認書を送付しますので、内容をご確認のうえ、石垣市までご返送ください。（詳細は石垣市福祉総務課ホームページをご確認ください。）

【申請期限】 令和5年10月31日（火）※当日消印有効

【支給額】 1世帯 3万円

※申請書等は福祉総務課窓口、または福祉総務課ホームページよりダウンロードしてください。

【お問い合わせ先】 福祉総務課 ☎ 0980-83-1683



市長とランチミーティング

83

石垣牛の増頭を目指す！目標頭数は一千頭！
第83回「市長とランチミーティング」は5月31日（水）

に「JA石垣牛肥育部会」の皆さんと行われました。

中山市長

コロナ禍で約4年間開催できていなかったランチミーティングに、再開第1号としてご参加いただき誠にありがとうございます。石垣牛「ブランド」は、これからどんどん海外にも売り出していくべきものです。石垣牛を筆頭とした石垣市の畜産業振興のために、これからも共に頑張っていきましょう。今日はランチミーティングの中で、石垣牛ブランドのこれからについて様々なご意見をお聞かせください。

会員

現在、物価高騰により資材飼料等が大変高額になっています。その中で、石垣市からも様々な支援をいただきながら、品質を落とすことなく石垣牛の増頭に取り組んでいきたいと考えています。しかしながら、なかなか増頭に手を挙げて取り組んでいただけの方が出てこない現状があります。

中山市長

石垣牛の肥育頭数を増やしていく中で、畜産農家の皆さんにとって一番の課題は何だと考えられますか。

会員

一番の課題は畜舎です。増頭するには母牛から増やしていく必要があります。畜産農家の皆さんは、お持ちの牛舎の上限いっぱい肥育してきている方がほとんどですので、頭数を増やすにはまず一番に牛舎の増設が必要になります。しかし、物価高騰の悪影響がとて大きく、市の補助金を活用したとしても、とても畜産農家の皆さんが負担できる額ではありません。

畜産課長

私もとしても、そこは大変重要な課題だと把握しています。以前に部会の皆さんからご提案いただき現在調査中の内容になります。名蔵にある沖縄県が所有する古い牛舎の使用許可を取り、再生・活用していく方法は費用的にも大変厳しいですね。

会員

そうですね。それに、当該施設は老朽化のためかなりの改修工事が必要となりますし、スペース的にも現在求められる基準をクリアできないと思います。それよりも、伊江村が今年の3月に県内初の畜産総合施設を開設しましたが、同じような施設を



石垣市にも作れないでしょうか。総合施設で畜産農家から妊娠牛や子牛を預かり一定期間飼育することができれば、各農家の金銭的負担は各段に軽減されると思います。

農林水産商工部長

私たちとしても、畜産総合施設はすばらしいものだと考えています。もちろん、石垣市の規模で建築するとすると費用の面等多くの課題はありますが、ぜひ年内にでも一度一緒に視察に行きませんか。

会員

ぜひそうしましょう。私たちの方でも情報を収集していきますので、石垣市側でも前向きに検討をしていただければと思います。畜産農家の皆さんは本当に物価高騰に苦しめられています。その中でもなんとか石垣牛の増頭のために頑張ってください。畜産課の皆さんからも継続した支援をお願いいたします。

中山市長

畜産総合施設、確かにすばらしいものだと思います。畜産課はなるべく早く視察を行って、予算面等、必要なものの検討を進めていってください。

石垣牛の海外輸出について

会員

今年3月に、初めてタイに石垣牛が輸出されました。日本で人気のない部位がタイでは人気だったり、海外に輸出することのメリットは計り知れませんが、タイ以外のアジア諸国にもどんどん売り込んでいけるブランド力を石垣牛は持っています。しかしながら、観光客もかなり戻ってきている中で、もともと国内・島内で人気のある石垣牛を海外輸出にまでまわせる余裕があるかと言われるれば正直なところ厳しいです。現在、